

年度別新受人員調査表

東京地方裁判所刑事訴廷事件係

年度 (H)	新受人員数(延べ人員)										単独事件	
	合議単独合計	合議事件	法定合議		裁定合議		裁定合議委員会の決定		部内合議決定			
			甲類	乙類	甲類	乙類	甲類	乙類				
14	13,150	1,364	817	817	0	547	15	19	513 (113)	11,786		
15	14,938	1,244	752	752	0	492	31	9	452 (54)	13,694		
16	15,390	1,420	856	849	7	564	18 (7)	10	536 (101)	13,970		
17	15,216	1,427	947	947	0	480	0	3	477 (54)	13,789		
18	12,509	1,345	888	888	0	457	15	0	442 (51)	11,164		
19	10,587	1,113	755	752	3	358	3	4	351 (40)	9,474		
20	9,479	1,184	821	821	0	363	2	2	359 (57)	8,295		
21	9,315	964	624	624	0	340	5 (1)	11	324 (62)	8,351		
22	7,931	754	462	462	0	292	2	0	290 (50)	7,177		
23	6,896	501	345	345	0	156	1 (1)	0	155 (53)	6,395		
24	6,600	580	294	288	6	286	11	2	273 (61)	6,020		
25	6,324	532	312	312	0	220	21	0	199 (21)	5,792		
26	6,828	537	337	337	0	200	17	2	181 (41)	6,291		
27	7,763	776	472	470	2	304	0 (6)	0	304 (60)	6,987		
28	6,909	622	404	402	2	218	5 (6)	1	212 (67)	6,287		
29	7,662	509	353	350	3	156	0	3	153 (21)	7,153		
29 (10月末現在)	5,965	371	263	261	2	108	0 ()	2	106 (21)	5,594		
30 (10月末現在)	6,912	381	288	288	0	93	12 ()	0	81 (25)	6,531		

〔備考〕

甲類法定合議事件とは、裁判所法26条2項2号に定める合議制事件(法定合議事件)のうち乙類合議事件を除いたものをいう。

乙類(法定、裁定)合議事件とは、法定合議事件又は事件の係属する部からの申出に基づき裁定合議委員会において合議体で審判するのが相当であるとの決定をした事件のうち公安労働等に関係する事件をいう。

部内合議決定には法定合議事件、裁定合議事件に併合された単独事件を含む。

下欄の「29(10月末現在)」及び「30(10月末現在)」は、平成29年10月31日現在と平成30年10月31日現在を比較したものである。

()内は前年度以前受理事件を各年度に合議事件としたもので、いずれの年度にも計上していない。